

民法（債権関係）改正に関する意見

- 法制審議会民法（債権関係）部会における2012年末までの議論を受けて -

公益社団法人経済同友会

はじめに

2006年に法務省が民法（債権関係）（以下、「債権法」）の改正に着手して¹から6年以上が経過し、近く法制審議会民法（債権関係）部会（以下、「法制審部会」）より中間試案が公表される見込みである。この間、政治的には2度の政権交代、6度の首相交代、14度の法相交代という不安定な状況であったが、その中において粛々と検討を重ね、多大な労力²をかけて様々な意見の調整を行ない、中間試案作成にまで至った、学界、法曹界、並びに法務省をはじめとした官界等の関係者の尽力に敬意を表する。

今回の債権法改正の目的としては、社会・経済の変化に対応すること、及び国民一般に分かり易い民法にすることが挙げられている³。1896年に制定された民法は必ずしも国民一般が読むことを想定しておらず⁴、そもそも理解し難い内容になっていること、及び債権法は制定以来、2004年の口語化⁵を除けば116年以上全面的な改正を行っていない一方で、新たな形態の取引等への対応が必要であることを考えると、改正の目的そのものは基本的に賛同できるものであり、経済界にとっても望ましいものであると考える。

ただし、民法は私法の一般法として日本の法体系の中核的な存在であり、中でも経済活動の基本原則を定めている債権法を改正することは、その内容によっては経済活動に大きな影響を及ぼすことになる。特に、自由主義・資本主義国家である我が国においては、対等な当事者が自己責任において取引を行うことが大原則であるから、一般法としての債権法はこの大原則を前提に対等な関係にある私人間の取引に関する規律とするべきである。したがって、このような債権法の基本的な性格を変質させるような改正を行なうのであれば、今回の改正そのものに反対と言わざるを得ない。

- ¹ 「法務省民事局では、近い将来に民法（債権法）の抜本的見直しを行うこととし、平成18年からその基礎的な研究作業に着手した」（「民法（財産法）関係の動向」NBL848号P31）
- ² 法制審部会は、2012年末まで計84回（部会66回、分科会18回）開催され、審議時間は400時間に及ぶと思われる（法制審部会議事録より経済同友会事務局推計）。また、それに先だって学界の有志を中心に構成された民法（債権法）検討委員会は、約260回、1,300時間超の審議を行なったとのことである（別冊NBL「債権法改正の基本方針」）。
- ³ 「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」（2009年10月28日法制審議会総会第160回会議諮問第88号）
- ⁴ 「起草に当たって、およそ一般国民が民法を読むことなど想定していなかったし、想定できなかったといつてよい。」（「債権法の新時代」内田 貴2009年商事法務P9）等
- ⁵ 民法第1編～第3編の口語化を含む「民法の一部を改正する法律案は、2004年10月12日の閣議決定を経て、第161回国会に提出され、国会での審議・採決を経て、同年12月1日に公布された（施行日は2005年4月1日）。

かかる大前提を踏まえつつ、これまで債権法改正にかけられた多大なコストを無駄にすることなく、我が国の経済社会の健全な発展に寄与するものとするために、経営の一線に立つ者の視点から、債権法改正に対し、以下の通り意見を述べる。

なお、本書面は法制審部会における 2012 年 12 月末までの議論を受けて作成されたものであり、それ以降の議論が反映されていない点についてご容赦いただきたい。その後の議論について特筆すべき点があれば、追加で意見を申し上げる。

．総論

今回の債権法改正に対する当会としての基本的な考え方は、以下の 3 点である。

- 現在行なわれている取引に関するルールの明確化と評価されるもの、将来の経済の活性化に繋がるものは行なうべきである。
- 法制は制度政策の一部であるから、社会・経済に対する影響を考え、社会科学的立法事実の調査に基づいて検討すべきであり、判例・学説を当然の前提として行なうべきではない。
- 格差概念の導入により、対等な私人間に適用される一般法という現行債権法を変質させる改正を実施するならば、今回の債権法改正そのものに反対する。

(1) ．社会科学的立法事実の調査に基いた法制の必要性

経済に関する法律は、経済主体のインセンティブに作用し、コストとベネフィット、リスクとリターンの関係に影響を及ぼす。したがって、立法・法改正に携わる関係者は、法制が現在起きている社会・経済活動に対しどのような影響を与えるか（阻害するのか活性化するのか）ということに対するイマジネーションを持たなければならない。更に言えば、法制は将来に対して行うものであるから、未来の社会・経済に関するデザインに基いたものでなくてはならない。

上記の観点から近年における経済法制を概観すると、以下のような問題点を指摘できる。

まず、社会的に大きな事件が起こると、その原因・背景等に関し十分な調査・検討を加えることなく、立法化されてしまう傾向があることである。

次に、社会的大事件が法廷に持ち込まれると、最終的に判決という形で何らかの判断が示される。法治国家である以上、それは当然のことであり、その判断は尊重すべきであるが、問題は判例が立法化されることにより、以後の経済活動に判例が想定していなかった影響を及ぼすことがあることである。誤解を恐れずに言えば、判例とは過去の当事者間の利害調整の結果に過ぎず、将来に対する洞察が欠けているという問題がある。

このような問題点に鑑みれば、制度政策としての立法作業には、今以上の社会科学的分析、まずは立法事実の調査を、統計に耐えうるようなレベルで、十分に行う必要があると思われる。また、他の制度政策と同様に、コスト・ベネフィット分析を法制に関しても適用すべきである。

このような分析を欠いた法改正においては、改正後に当該改正が社会・経済活動へ及ぼした影響の検証を行うことができない点も重大な問題である。上述のように法改正も制度政策

の一部であることに鑑みれば、経済的な視点から事後的な検証を実施して当該法改正の当否を判断しなければならない。

(2) . 格差概念の導入に対する懸念

我が国が選択した立憲自由主義国家という基本的な国の成り立ちを変えないという前提に立つと、債権法の役割は、私的自治をアクティブにし、経済社会の健全な発展を図ることにある。

今般の債権法改正の動きに対し、経済界からは、基本的に問題なく機能している法律を変更する必要は高くないのではないかという指摘がある⁶。1896年に制定された現行債権法が、今日まで生き残ってきた理由については色々な評価があると思うが、規定が抽象的で、解釈によって補うことができる柔軟性を持っていたことにあると思われる。このような柔軟性の根源は、対等な私人間というおそらく債権法制定当時においても現実には有り得ない前提の上に作成したことにもあり、当事者の属性に着目した具体的な規定を盛り込めば、このような現行債権法の長所を奪うことになると思われる。少なくとも情報格差については、情報公開制度の進展、情報通信技術の進歩により、自助努力により縮小できる可能性は増していると思われるのに、あえて今、格差の概念を債権法に持ち込む必要は無いと思われる。

情報の非対称性が存在する場合に、それを解消することにより取引が促進されるということは経済学的には理解できるものであり、取引を活性化するための情報格差の是正に反対するものではない。しかしながら、社会的な弱者を保護する等を目的とした格差是正については、法律でどこまで格差の解消を義務付けるべきかの線引きが非常に難しく、行き過ぎれば社会的コストを増大させることになる。したがって、それについては取引の態様、当事者の属性によって具体的に定める必要があり、適用範囲の限定された特別法で規定すべきである。適用範囲が非常に広範な私法の基本法である債権法に一般的な規定として格差の概念を持ち込むことは、濫用の可能性も懸念され、基本法としての性質を変えてしまうことにもなる。

・各論

今回の債権法改正の諸論点のうち、特に反対する項目、及び積極的に賛成する項目について意見を述べる。

1.改正に反対する項目

以下の項目にいずれかについて改正を行なうのであれば、今回の債権法改正そのものに反対する。なお、以下に言及していない点についても、上記総論で言及した観点から改正の要否を慎重に検討されたいものは存在するが、本書面においては、特に重要と考える点についてのみ言及する。

(1) . 消費者・事業者に関する規定

⁶ 「われわれとしては、間違ったところは直してほしいし、困っているところは何とかしてほしいけれども、大半の条文は問題なく動いているのですから、実務を混乱させるようなことには反対ですね。(日本経済団体連合会経済基盤本部長阿部泰久氏 ビジネス法務 2011年8月号 P91) 等

消費者・事業者という概念を債権法に入れるべきではない。

債権法に消費者・事業者という概念を導入しようという提案がなされている⁷。経済界からは、私法の一般法である民法は抽象的な「人」概念を前提に規律すべきという主張がされ⁸、これに対して、すでに民法は未成年者や成年被後見人など属性に応じた保護を図っている⁹という反論がなされているようである。しかし、民法が既に保護を図っている属性は行為能力の不足に由来するものであり、消費者・事業者という属性とは質的に異なるものである。

また、比較法の観点から、我が国が範とした欧州民法も消費者概念を導入していること¹⁰が主張されている。しかしながら、制定当時であれば異論を挟むことはできなかったかもしれないが、そのような意見は、既に我が国が課題面において、かつて範とした多くの国々を追い越してしまったという現実を無視しているように思われる。消費者契約法が制定され、積極的に活用されている我が国において、諸外国と比較して消費者の権利が侵害されている事実がどれだけあるのかについて調査するとともに、一般法に消費者概念を持ち込むことによる我が国の経済・社会への影響を慎重に検証する必要がある。

消費者・事業者概念の導入は、現代社会に対応するために必要という文脈からも主張されている¹¹ようであるが、クレーマーと化した消費者による権利の濫用も現代社会における大きな問題であるというのが企業経営者の実感であり、一般法に消費者という概念を持ち込み、それだけを保護しようという発想は、バランスを欠いている。

武器対等でない場合、弱者は保護すべきという概念は理解できる。しかし、インターネットの普及など、今日の新しい社会構造の変化の中で、強者と弱者の類型は刻々と変化し、かつ状況によってその立場が逆転することさえある。また、保護手段によっては、経済・社会の発展に多大な悪影響を及ぼすことがある。手段の相当性まで含めた規定をすとなれば、それは一般法の領域ではなく、特別法により規定すべきものとする。

立憲自由主義国家の根幹は、国民の自由と権利を保証することにあるが、一方で国民の責任と義務を問うことが必須の条件である。消費者・事業者という属性で二分し、一方の権利と他方の義務、一方の自由と他方の責任を強調するような規定を私法の基本法に導入することは、我が国の国家の在り方に変更を迫るような改正であるという認識が必要である。

(2) 暴利行為に関する規定

暴利行為に関する規定を明文化することに反対する。

法制審部会において、暴利行為の明文化が提案され、中間試案のたたき台においては

⁷ 法制審部会資料第 49 P14～P27

⁸ 中間的な論点整理に対するパブリックコメントに対する経団連経済法規委員会企画部会の意見（法制審部会資料 33-7 P604）等

⁹ 法制審部会資料第 49 P19

¹⁰ ドイツ民法第 1 編第 1 章第 1 節、オランダ民法第 7 編等

¹¹ 「今日の社会においては、市民社会の構成員が多様化し、「人」という単一の概念で把握することが困難になっており、民法が私法の一般法として社会を支える役割を適切に果たすためには、現実の人には知識・情報・交渉力等において様々な格差があることを前提に、これに対応する必要があるとの問題意識が示されている。」（民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理 第 62.1）

「相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を獲得し、又は相手方に著しく過大な義務を負担させる法律行為は、無効とするものとする。」という案が提示されている¹²。その考え方は判例¹³で示されたものであるが、規定を明文化することについては、以下の理由から懸念がある。

まず、規定案に示されている主観的条件が、相対的なものか絶対的なものか判別不能なことである。仮にそれが相対的なものであるとした場合、多くの契約行為が当該条件を満たすことになってしまう。

次に、「著しく過大な利益」という、客観的条件が曖昧なことである。経済主体、とりわけ経営者は、利益を獲得することを重要な目的として、経済活動を行う。それは必ずしも容易なことではなく、様々な制約条件の下で、可能性がより高い方向を選択するという、リスクを伴った行為である。選択の結果はやってみなければ解らず、利益を得ることもあれば損失を被ることもある。結果としての利益を見て、「著しく過大」という評価がなされ、司法判断の対象になるとすれば、イノベーティブな行為を阻害する結果に繋がる可能性がある。ともすれば利益率の高い企業の取引が全て阻害されかねない。

社会的に不公正な行為を法的に制限することについては全く異論がない。しかし、そのような行為に関する規制は既に他の法律でなされており、敢えて債権法に規定する必要は無いと考える。

加えて、立法事実の調査の観点からは、実態的に暴利行為と認定できる取引がどれほど存在し、明文化によってどれだけそれを是正することができるのかについて調査を行う必要がある。また、企業側には、暴利行為が明文化されることにより、実体的に暴利行為と認められない取引を行っている場合であっても、暴利行為を濫用的に主張され訴訟・苦情対応をしなければならなくなるコストなどの新たなコストが発生するものであり、このコストも調査対象とされるべきである。経済活動を収縮させるだけの結果を生み出す恐れがある改正であるから、このような調査がなされないままに明文化されることは、許容されるべきではない。

(3)．意思表示

不実表示による取消しを債権法に規定することに反対する。

法制審部会において、不実表示及び不利益事実の不告知に関する規律を債権法に規定することが提案され、中間試案のたたき台においては「意思表示の前提となる事項に錯誤があった場合において」「表意者の誤った認識が、相手方が事実と異なることを表示したために生じたものであるとき」は意思表示を取り消せる¹⁴という案が提示されている。しかしながら、このような規定を債権法に入れると、現在行なわれている事業者間の取引の安定性を大きく損ねることになると思われる。

例えば、M & A取引や不動産取引になど近時の事業者間の契約の多くにおいて「表明保証」が用いられているが、表明保証条項の違反の効果は、違反者による損害賠償又は一定

¹² 法制審部会資料第 53 第 1 法律行為総則 - 2 公序良俗 (民法第 90 条関係) - (2) 暴利行為

¹³ 大判昭和 9 年 5 月 1 日ほか

¹⁴ 法制審部会資料第 53 P7

の補償とすることが通常であるのに、本規定が導入されると、表明保証違反に対して意思表示の取消まで認めてしまう可能性が生ずる。

本規定を導入した上で事業者間契約を除外するなどの意見もあるようだが、そのためには消費者・事業者概念を債権法に導入する必要がある、また消費者契約については消費者契約法に規定されていることから、債権法に規定する必要は無い。

なお、中間論点整理に対するパブリックコメントにおいて、企業間取引で最近では極めて一般的に見られる表明保証の日本法における位置付けを明確化すべきという意見もあった¹⁵が、これが取り上げられなかったことは債権法の現代化・国際化という観点からは、遺憾である。

(4) 契約交渉段階における説明義務・情報提供義務

説明義務・情報提供義務を債権法に規定することに反対する。

契約交渉段階における説明義務・情報提供義務について、「契約交渉の当事者は、相手方に対して、必要な説明又は情報提供をすべき信義則上の義務を負う旨の規定を設け、その説明又は情報提供をすべき事項の範囲、考慮要素、説明義務又は情報提供義務が発生する要件などを定めるものとする。」という提案がなされている¹⁶。契約交渉時に相手方に対して情報提供が義務づけられることは、信義則を根拠に、判例において認められている。

しかし、契約を締結するために必要な情報収集はあくまで自己責任によって行うことが経済取引における原則である。説明義務・情報提供義務を認めることは、かかる原則を歪めて、情報収集のための必要な自助努力を怠った当事者をいたずらに保護することになってしまう。

また、自助努力を怠った当事者による不当な訴訟の提起、及びそれに備えるための取引コストを増大させる懸念がある。ひいては、迅速かつ活発な経済活動が阻害され、我が国の経済活動全体が鈍化する危険を孕むものと考えられ、明文化にあたっては、かかる取引コストの算定とそれが経済活動に及ぼす影響を慎重に調査・検証されるべきである。

本論点は、交渉力において劣位にあるものを保護するという趣旨で提案されたものと思われるが¹⁷、契約弱者の立場からも濫用の可能性を懸念する意見が表明されている¹⁸。加えて、当該規定が明文化された場合、大企業間も含めた全ての取引に適用されることとなり、思惑と違った運用がなされる恐れがある。当該規定を置き、かつ濫用のリスクを排除するためには、説明義務・情報提供義務の範囲や責任について明確かつ詳細に規定する必要がある。しかしながら、契約当事者の属性、契約内容等によって異なり得る詳細な規定を一般法である民法に置くことは不適當である。

¹⁵ 法制審部会資料 33-5 P77 長島・大野・常松法律事務所有志の意見など

¹⁶ 法制審部会資料第 41 P22

¹⁷ 「契約を締結するに際して必要な情報は各当事者が自ら収集するのが原則であるが、当事者間に情報量・情報処理能力等の格差がある場合などには当事者の一方が他方に対して契約締結過程における信義則上の説明義務・情報提供義務を負うことがあるとされており、このことは従来からも判例上認められている。」(法制審部会「中間的な論点整理」P75)

¹⁸ 「説明義務・情報提供義務の明文化は、濫用的な主張により中小企業が被害を受ける等の懸念が強い」(日本商工会議所「民法(債権法)改正に対する商工会議所の意見」2012年11月29日P7)

(5) . 約款に関する規定

約款に関する規定を債権法に置く必要性は認められない。

法制審部会においては、約款が契約内容となる要件（組入要件）、約款の定義、組入要件の内容、約款の変更についての規定を設けることが提案されている。現代社会において約款を用いた取引が数多く行なわれているにも関わらず、債権法に約款に関する規定が置かれていないことから、約款を利用した取引の安定性を確保するために規定する必要があるとされている。

企業の立場から言うと、約款とは同種の取引を標準化することにより効率化を図るためのツールである。相手方が約款を必ずしも読むとは限らないことを前提に、合理性に配慮して作成するものである。すなわち、競争的な市場で非合理的な内容の約款を作成すれば市場原理により淘汰されるし、ライフラインやインフラ関係など独占的な市場においては、業法等の規制によってきめ細かく規定されており、相手方が読まないからと言って企業にとって一方的に有利な条項を押し付けるようなことはできないことから約款の合理性は担保される。

また、現実には、約款が契約内容であるかどうか不明確であることにより問題が数多く発生している状況ではない。法制審部会資料において、定型的契約条項に関する実態調査結果報告¹⁹が提出されているが、その中で相手方から苦情を受ける場合として挙げられているものの殆どは社会的には許容されているものと考えられる。また、同報告書はサンプル数が非常に少ないうえに、その内容は取引コストの上昇や経済へ及ぼす影響を具体的に調査・検討するまでには至っていない。特に、約款規制がインターネット上の取引へ及ぼす影響は大きいと思料されるが、インターネットを活用した新規ビジネスが日本経済を牽引する中で、約款規制を導入するインパクトを十分に検証されたい。

上記のような現実を踏まえると、約款についての規定を債権法に定めるような必要性は認められない。

そもそも、約款とは対等な私人間の契約とは異なる性質を持っており、契約法理に当てはめて説明することが難しい要素もあるように思われる。実際、約款が著しい社会問題を引き起こす危険性のある業種においては、業法規制等を通じて行政がその内容に実質的に介入して適正化を図っている。約款に関する法理の発展が未だ不十分な現時点においては、特別法や行政による監督権を通じた、より実質的できめ細かなアプローチで対応すべきである。

2. 改正が望ましい項目

(1) . 債権譲渡

債権譲渡による資金調達を促進するために、譲渡禁止特約の在り方を見直す方向で検討すべきである。

債権譲渡の対抗要件は登記制度の問題点が改善されることを条件に賛成する。

債権譲渡を資金調達手段として利用しやすくすることは、手形の発行が減少している現

¹⁹ 法制審部会資料参考資料 8-2

状を考えると、特に中小企業にとって有益なことであり、その方向での検討は積極的に推進すべきであると考えます。

債権譲渡を促進する方向の提案として、法務省事務局より、「譲渡禁止特約は専ら譲渡人と債務者との間で効力を有するにとどまり、第三者に対抗することができない」とする甲案²⁰、「譲渡禁止特約は原則として悪意(又は重過失)の第三者に対抗することができるものとするが、一定の類型の債権については、譲渡禁止特約を譲受人に対抗することができない」とする乙案²¹などが示されている。もっとも、債権者を固定したいとする債務者側の利益にも配慮する観点からは、甲案を採用する場合は、銀行預金等一定の債権について譲渡禁止特約を第三者に対抗できるようにする必要がある。また、乙案を採用する場合には、法制審部会において提案された「譲受人の属性を金融機関に、債権譲渡の目的を資金調達に限定して譲渡禁止特約の効力を認めない」²²、「担保目的の譲渡の場合には譲渡禁止特約の効力を認めない」²³等とすることが考えられるが、この場合には、民法ではなく特別法で規定することも考えられよう。以上の必要な対応がなされることを条件として、債権譲渡特約の見直しに賛成する。

他方、債権譲渡の対抗要件については、将来的には登記に一元化することが望ましいと考える。しかし、現在の債権譲渡登記制度は、利用コストが民法上の対抗要件に比較してコストが高く、取扱い登記所が東京都しかなく、オンライン手続きも必ずしも簡便な仕組みとなっていない、個人は利用できない等の問題点が指摘されている。このような問題点が解消されることが、対抗要件を登記に一元化する要件である。

(2) 法定利率

法定利率の引き下げ、及び市場実勢を反映する変動制への導入に賛成する。

現在年 5%で固定されている法定利率は、現在の市場実勢から乖離しており、それによる弊害が生じていることから、法定利率を引き下げ、市場実勢を反映して変動する方式に変更することは望ましいと考えられる。

しかし、法定利率が適用される場面によって合理的な利率は異なると思われ²⁴、それら全ての場面に一律に適用される利率を定めることは困難であると思われる。

中間試案のたたき台では、改正時の法定利率を年 3%とし、日銀が公表する基準貸付利率の変動に応じ、年 1 回、0.5%の刻みで改定されるという案が示されている²⁵が、法定利率を適用すべき全ての場面に適用されるという枠組みは変更されていない。市場実勢に応じた変動制にするとともに、場面に適した利率を定めることが可能になるような制度にすることが望ましいと考える。

²⁰ 法制審部会資料第 37 第 1-1-(1)甲案

²¹ 法制審部会資料第 37 第 1-1-(1)乙案

²² 法制審部会第 45 回会議事録 P3

²³ 法制審部会第 45 回会議事録 P4

²⁴ 利率を決めずに金銭貸借を行った場合は、債務者の信用力に応じた利率が合理的であろうし、相続預金の払戻請求訴訟において相続人間の争いが長引いた場合に金融機関が支払う遅延損害金は預金金利が合理的であると思われる。

²⁵ 法制審部会資料第 53 P28、改定時の利率(3%)や変動の刻み幅(0.5%)は[]付きで示されており、例示であると思われる。

(3) 消滅時効

職業別の短期消滅時効は廃止すべきである。

原則的な時効期間は短期化する方向で改正すべきである。

消滅時効に関する規定は、簡素化する必要があると思われる。現行の債権法は、原則的な時効期間を 10 年としつつ、特定の債権については短期化するという²⁶職業別の例外を設けているが、現代社会においては合理性が無く、時効の管理が複雑化し、紛争の原因にもなっていることから、中間試案のたたき台で示された廃止の提案に賛成する。

職業別の短期消滅時効を廃止すると、その適用を受けていた債権の時効は 10 年間と大幅に長期化することになるが、一方で原則的な時効期間を短縮することにより、影響を少なくすることができる。その意味で、原則的な時効期間を 5 年間とする案²⁷が望ましいと考えられる。これは、時効に関する国際的な動向にも適合したものであるし、債権者は取り立て不能債権を早期に損金に計上できるなど、経済の活性化にも繋がると思われる。

．おわりに

今回の債権法改正の趣旨には賛同するものの、自己責任・自助努力という資本主義社会の原則とは異なる、格差解消の概念を私法の基本法に持ち込むことによる、将来の我が国経済社会への影響への懸念から、以上のような意見を述べた。

また、国民にとってわかりやすい法律を目指すのであれば、債権法と商法との統合ということも、今後の検討課題であると考えます。

なお、本意見書は法制審部会における 2012 年末までの議論を受けて作成した。今後、中間試案等が提示された際には、適宜当会としての考え方を示していきたい。

²⁶ 医師の診療報酬等は 3 年、卸・小売商人の代価債権は 2 年、旅館の宿泊料や飲食店の飲食料債権は 1 年など。

²⁷ 法制審部会資料第 54（中間試案のたたき台）では、この他に、権利行使できる時から 10 年間と、債権者が債権発生及び債務者を知った時から 3 乃至 5 年間のいずれか早い方という提案が示されている。

2012 年度 企業・経済法制 P T

委員長

富山和彦 (経営共創基盤 代表取締役 CEO)

副委員長

早川洋 (浜銀総合研究所 取締役会長)

増田健一 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー)

委員

稲田和房 (セゾンファンデックス 取締役社長)

小野傑 (西村あさひ法律事務所 代表パートナー)

金澤薫 (スカパーJSAT 顧問)

佐川八重子 (桜ゴルフ 代表取締役)

菅野健一 (リスクモンスター 取締役会長兼 CEO)

藤岡誠 (日本軽金属 取締役専務執行役員)

増田宏一 (日本公認会計士協会 相談役)

松井忠三 (良品計画 取締役会長)

森川智 (ヤマト科学 取締役社長)

山添茂 (丸紅 取締役専務執行役員)

以上 13 名

事務局

篠塚肇 (経済同友会 政策調査第 2 部 部長)

金子力 (経済同友会 政策調査第 2 部 マネジャー)